

※新聞記事のレイアウトを変更しております。

【質問】 外国人の医療について教えてください。
 ください。(55歳、会社員)

訪日外国人への対応



自己負担分を患者に請求します。自費の場合、多くの医療機関は診療報酬に準じ

になり現金での支払いが困難な場合もあります。医療機関はクレジットカードによる支払いを受け付けていない所が多く、未払いのケースもあり頭を悩ませています。カードでの支払いの導入を検討する所もありますが、いろいろな事情で、い場合があり、トラブルの原因になりかねません。医療に限らず、いろいろな場面での言葉の障害について、県は多言語コールセンターを開設し、無料で電話通訳サービスを行っています。さらに県は近く「長崎県外国人患者医療支援協議会」を立ち上げ、外国人が安心して医療を受けることができるよう整備します。

旅行者は自費で受診

電話通訳など 県が支援策

【回答】 来年夏の東京オリンピック・パラリンピック開催の前に、訪日外国人旅行者は増加しています。開催中のラグビーワールドカップでは長崎市、島原市も海外チームのキャンプ地となっています。外国人旅行者が安心して楽しめるように、緊急の場合の医療体制を整えることは、お迎えする側の使命です。

在留外国人の多くは日本の健康保険証を取得してお

り、日本人と同じ医療保険制度で医療を受けることが可能です。しかし、旅行者の場合は日本の保険証を持っておらず、自費で受けることとなります。日本の制度では診察、処置などに対し、あらかじめ診療報酬点数が決められており、これを1点10円で計算して

て点数を算定しますが、1点当たりの報酬額はそれぞれの医療機関の裁量で決定します。調査では10、30円とさまざまです。また、旅行保険などに加入していても、多くの医療機関では、旅行者がいったん、自身で全額を払わなければなりません。結構な額

すぐに普及するのは困難なようです。何よりも言葉の問題は重要です。医師と患者が同じ言語を話せない、病状や処置、薬などについて、うまく説明することができません。たとえ通訳がいても医療に精通していないと、医師の話が患者に伝わらな

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。

(県医師会)